等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

６．備考

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第五（一）（第十条第二項関係）

緊急導入等届出書（特定重要設備の導入を行った場合）

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届け出ます。

１．特定重要設備の導入を行うことが緊急やむを得ない場合であった理由

（１）特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
①　特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
②　①が生じた時期及び期間	
③　①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④　①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があった期日	
⑤　導入等計画書の届出によっては対応ができなかった理由	
（２）規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
①　（１）①が生じた原因	
②　（１）①を把握した時期	